

前橋市三階建て直結給水設計施工基準

前橋市水道局

令和8年4月1日改定

1 目的

この基準は前橋市の給水区域内において、配水管の圧力による三階建て建物に直結給水を図るため、給水装置の設計及び施工に関しての必要事項を定め、安全で安心した水の供給及び給水サービスの向上を図るとともに、小規模受水槽による衛生問題の解消を目的とする。

2 適用範囲

(1) 対象地域

年間を通じて最小動水圧0.2MPa以上の水圧を確保し、配水管網が形成されている地域とする。

(2) 対象建物

三階建ての住宅、事務所、倉庫、教育施設、商業施設及び福祉施設とする。

ただし、受水槽方式でないと給水できない次の建物については、対象とならないため直結給水はできない。

- ① 毒物や劇物及び薬品などの化学薬品等を取扱う施設
- ② 一時的な断水で支障をきたす施設や、一時的に多量な水を使用する施設。

(3) 最高位の給水栓の高さ

配水管の布設道路面から9m以内とする。

3 分岐対象管

分岐対象となる配水管の口径は下記の通りとする。

- ① 設計使用水量が65L/min以下の施設
50mm以上、350mm以下
- ② 設計使用水量が65L/minを超える施設
75mm以上、350mm以下

4 口径・流速

(1) 引込管の取出口径

配水管からの取出口径は、20mm以上100mm以下とし、同時使用率、水栓数等を考慮した水理計算により決定すること。

また、取出口径50mm以上の引込みについては、分岐対象の配水管口径が100mm以上の管でなければ分岐できないものとする。

(2) メータ口径

メータの口径は、給水装置工事設計施工指針に基づき、同時使用率・水栓数等を考慮した水理計算により決定すること。

(3) 立上り管口径

立上り管の口径は、メータの口径と同口径以下とし拡径はしないこと。

また、三階への立上り管は、二階への立上り管と共有するのではなく、単独で三階まで立ち上げること。

(4) 給水管の管内流速

2. 0 m/sec 以下とする。

5 逆止弁・メータバイパスユニットの設置

(1) 逆止弁の設置

全てのメータにおいて、逆止弁を設置すること。

(2) メータバイパスユニットの設置

一時的な断水で支障をきたす施設（営業用水として使用する事業所等）においては、メータバイパスユニットを設置すること。

6 給水器具の制限

きわめて高い水圧を必要とする給水器具については、三階での使用を制限する。

7 事前協議

工事申込者は、前橋市水道局指定の給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を通じて、水道局と協議しなければならない。

依頼を受けた指定工事事業者は、設計着手前に施工場所の配水管状況、動水圧、使用状態等の調査を実施し、その結果をもとに計画書、水理計算等の必要図書を提示して協議を行わなければならない。

8 既存建物の扱い

受水槽式給水設備を給水装置へ切替る場合、給水装置設計施工指針 第13章 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項を満たし、この設計施工基準に適合する場合は許可するものとする。

9 施工

直結給水の設計施工にあたっては、この三階建て直結給水設計施工基準、前橋市水道事業給水条例、給水条例施行規程、給水装置工事設計施工指針によるものとする。

10 申請時添付書類

給水装置工事申込の際は、申請書のほかに次の書類を添付するものとする。

①三階建て直結直圧設備計画書（別紙1）

②水理計算書

11 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

(別紙1)

水道番号

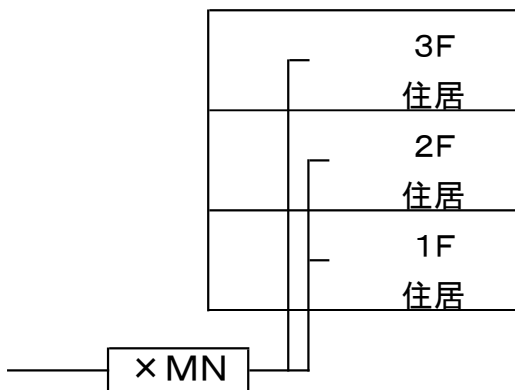
三階建て直結直圧給水設備計画書

年 月 日		指定給水装置工事事業者		印
設 置 場 所				
建 物 名 称				
所 有 者 (施 工 主)	住所 氏名			電話
使 用 者	住所 氏名			電話
工 事 の 種 類	新設	改造	その他	
対 象 建 物	住宅・集合住宅・倉庫・教育施設・商業施設・福祉施設			
配水管の状況	配水管	mm	管網形成の有無	有 無
	引込給水管	mm		
	最小動水圧	Mpa	(0.2Mpa以上必要)	
メータ・配管口径	メータ口径 及び個数	メータ口径	mm	個
		メータ口径	mm	個
	メータの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・メータバイパスユニット ・メータユニット ・その他 () 		
	立上り管口径	mm	三階への配管	独立 共有
逆止弁の設置箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・メータユニット内蔵 ・メータ直近下流 ・その他 () 			
最高位の給水栓高さ	配水管布設道路面から	m	配水管の土被り	m
三階部分の給水器具	水栓数	箇所	器具の種類 ()	
協議添付書類	位置図、計画図(設計平面図、配管系統図)、水理計算書			
備 考				

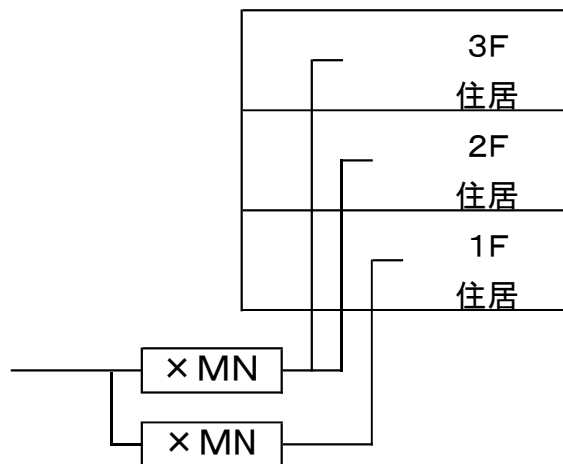
給水装置の配管形態例

(例)

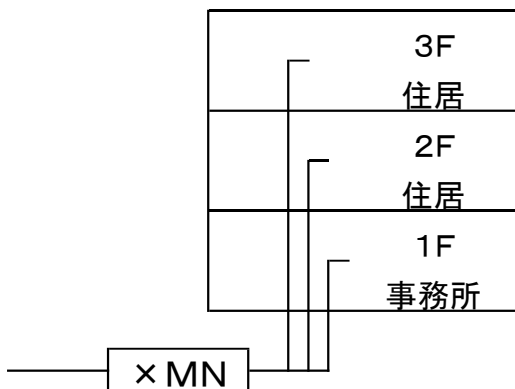
ア. メータが1箇所の場合



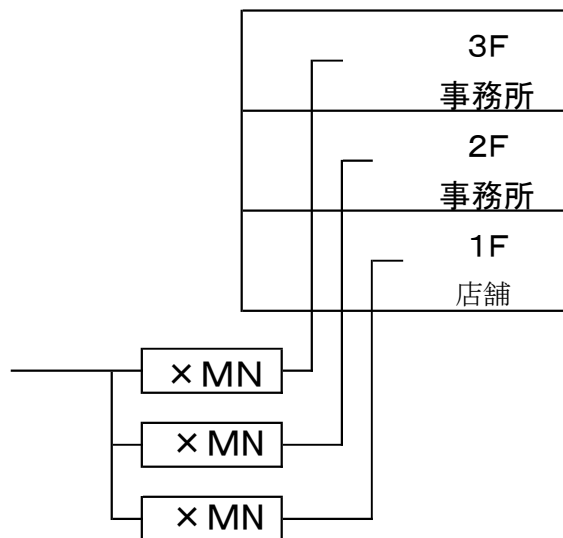
ウ. 二世帯住宅等メータが2箇所の場合



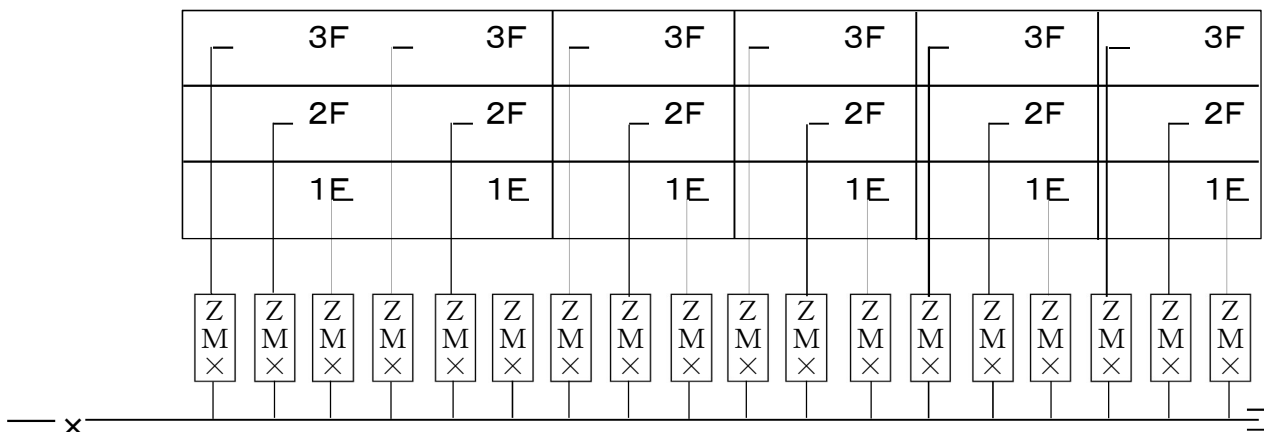
イ. メータが1箇所の場合



一エ. 各階毎にメータがある場合



エ 集合住宅



※ × ——— ボール乙止水栓

※ ×MZ ——— (伸縮)直結止水栓、メータ、逆止弁

※ ×MZ → M 新設の場合 メータユニットを設置すること

附 則

この基準は、平成11年 4月15日から施行する。

この基準は、平成13年10月 1日から施行する。

この基準は、平成20年 7月 1日から施行する。

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 8年 4月 1日から施行する。